

川越市マスコットキャラクターときも使用にかかる運用規程

第1条（趣旨）

本規程は、川越市マスコットキャラクターときも（以下「マスコット」という。）の使用にかかる運用について、「川越市マスコットキャラクターときも使用規程」（以下、「使用規程」という。）第10条に基づき、運用上必要な事項を定めるものである。

第2条（使用期間）

使用規程第3条に基づくマスコットの使用期間については、最長2年とし、申請日から起算して次年度末までとする。



第3条（更新申請）

使用承認満了日以降も引き続きマスコットを使用する場合は、満了日の1カ月前までに、マスコット使用申請書（更新）（様式第4号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

第4条（使用方法）

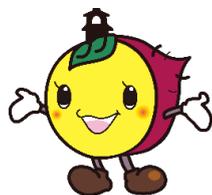
使用するデザインは、川越市マスコットキャラクターときもデザインガイドマニュアルに定めたものとする。

- 2 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

第5条（著作権表記）

マスコットの使用に当たり、以下の使用例を参照の上、著作権表記を付すこと。ただし、予め市の承認を得たものについてはこの限りではない。

（使用例）



川越市マスコットキャラクター
ときも



©川越市 2010